



埼玉県

別紙1【工事約款】

お知らせ

この工事は、令和6年3月の埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う特例措置の対象です。

受注者は、令和6年3月1日改定の労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した請負代金額への変更協議を、契約約款第61条の規定に基づき発注者に請求することができます。

変更後の請負代金額＝新予定価格×当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格

当初契約時点の物価等：令和6年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

工事費の積算
（旧労務単価）

契約締結

受注者の請求

受発注者間協議
による合意

新労務単価での
変更契約締結

■お問合せ先■

特例措置制度について：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関



お知らせ

令和6年3月の労務単価の改定に伴い、
令和6年2月29日以前に契約した工事については、
契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）
に基づく対応が可能となる場合があります。

$$\text{スライド額} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

（ただし、 $P2 > P1$ ）

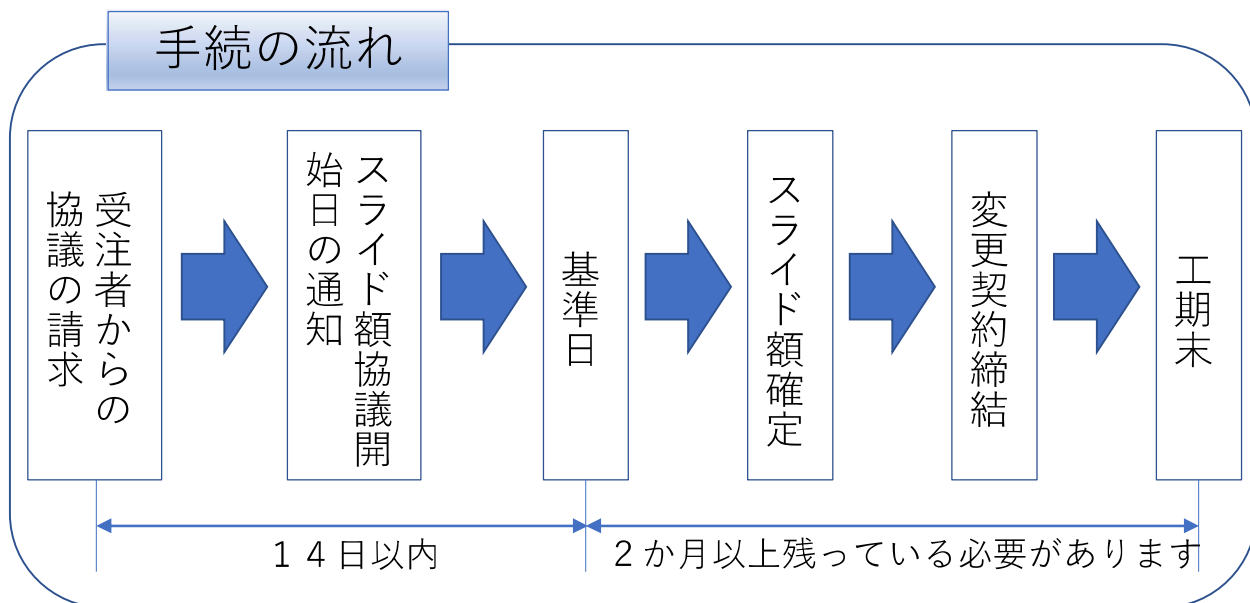
P1：変動前残工事代金額（請負代金額から基準日における出来形数量に相応する
請負代金額を控除した額）

$P1 = \text{変動前残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$

P2：変動後残工事代金額（変動後（基準日）の賃金又は物価等を基礎として算出
した（P1）に相当する額）

$P2 = \text{変動後残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$

手続の流れ



他にも、資材等が高騰した場合（インフレ又は単品スライド）や長期にわたり賃金又は物価が変動した場合（全体スライド）についても契約約款第26条に基づく対応が可能な場合がありますので、下記まで気軽にお問い合わせください。

■お問合せ先■

スライドについて：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関